## 8月は粗大ごみの 収集はありません。

粗大ごみを出しても収集 されませんので、9月以 降に出すか、粗大ごみ シールを貼付して桂苑に 直接お持ちください。



## お盆期間のごみ収集などの日程

	ごみ収集	焼却場(桂苑) への一般持込	し尿くみ取り
8月 9日(木)	通常どおり	通常どおり	通常どおり
8月10日金	通常どおり	通常どおり	通常どおり
8月11日(土)	休止	通常どおり	休止
8月12日(日)	休止	休止	休止
8月13日(月)	通常どおり	通常どおり	休止
8月14日(火)	通常どおり	通常どおり	休止
8月15日(水)	通常どおり	通常どおり	休止
8月16日(休)	通常どおり	通常どおり	通常どおり

場合があります。

ぜひ免除制度をご利用ください

【焼却場 (桂苑) への一般持込受付時間】 9時~12時、13時~16時30分

## ごみ収集

お盆期間 尿くみ取りのお知らせ のごみ収集と

保険環境課 生活環境係 ☎65.1097

圕

## お知らせ

# こ存知ですか?

## ■免除・納付猶予の申請について

## 【申請手続き】

平成30年度分(平成30年7月~平成31年6月分) の申請は、7月1日から桂川町役場で受付

※免除・猶予の申請は、原則毎年度手続きが必要です ※過去期間については、申請をした月から2年1カ月 前までさかのぼって免除申請が可能です

### 【申請に必要なもの】◎は必須項目

- ◎印鑑 ◎本人確認書類(運転免許証、保険証、年 金手帳など)
- ○申請年度の所得証明(申請する年度の1月1日以 降に桂川町に転入した場合)
- ○雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票 など(持っている場合)
- ○学生証または在学証明証(学生納付特例制度の場合)

制度があります。 保険料を未納のまま 失業した」 障害基礎年金、 困難な場合、 部 が免除となる免除制度や若年者・学生納付猶予 「所得が少ない」など国民年金保険料を納付す 直方年金事務所 ☎0949·22·0891 遺族基礎年金を受けることができな 申請をして認められ の状態にしておくと、 れば、 将 来、 保険料の全 老齢基礎

ることが はまたは

間 住民課 年金係 ☎65·3301

民年金保険料免除制

## ■国民年金保険料の各種免除・猶予制度

制度名	要件	内容
申請免除制度	本人、配偶者、世帯主それぞれ の前年所得が一定額以下	全額または 一部が免除
若年者納付 猶予制度(※)	50歳未満で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下	納付猶予
学生納付 特例制度	20歳以上の学生で本人の前年 所得が一定額以下	納付猶予

